

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
政 策 経 営 部
行 政 経 営 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目 次

告 示

- 告示第105号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…2
- 告示第106号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…2
- 告示第107号 議決予算の公表……………（財務課）…2

教 育 委 員 会

- 告示第19号 教育委員会の招集……………3
- 規則第5号 宇治市教育委員会事務委任等に関する規則の一部を改正
する規則……………3
- 告示第20号 教育委員会の招集……………3

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第9号 選挙管理委員会の招集……………3

農 業 委 員 会

- 告示第2号 宇治市農業委員会規程の一部を改正する規程……………4

正 誤

- 2007年（平成19年）9月28日付け宇治市公報第1690号
……………4

告 示

宇治市告示第105号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年10月13日から14日間

平成29年10月13日

宇治市長 山本 正

路線名	区 間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
横島町 136 号線	伊勢田町南遊田41番地の1 (右)	前	3.1	6.0	
	伊勢田町南遊田41番地の1 (右)				
	伊勢田町南遊田41番地の1 (右)	後	6.3	6.0	
	伊勢田町南遊田41番地の1 (右)				

宇治市告示第106号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年10月13日から14日間

平成29年10月13日

宇治市長 山本 正

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 年 月 日
横島町 136 号線	伊勢田町南遊田41番地の1 (右) 伊勢田町南遊田41番地の1 (右)	平成29年10月13日

宇治市告示第107号

議決予算の公表について

平成29年9月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成29年10月13日

宇治市長 山本 正

平成29年度宇治市一般会計補正予算（第4号）

平成29年度宇治市の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,126,773千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
16. 府 支 出 金		4,882,736	48,000	4,930,736
	3. 委 託 金	299,286	48,000	347,286
歳 入 合 計		63,078,773	48,000	63,126,773

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
2. 総 務 費		6,282,244	48,000	6,330,244
	4. 選 挙 費	14,869	48,000	62,869
歳 出 合 計		63,078,773	48,000	63,126,773

教育委員会

宇治市教育委員会告示第19号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

平成29年9月29日

宇治市教育委員会

委員長 加賀爪 毅

開会日時 平成29年10月2日 午後5時30分

開会場所 宇治市役所602会議室

付議事項 1 専決事項の報告について

2 市職員を任免するについて

(揭示済)

宇治市教育委員会事務委任等に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成29年10月3日

宇治市教育委員会

委員長 加賀爪 毅

宇治市教育委員会規則第5号

宇治市教育委員会事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

宇治市教育委員会事務委任等に関する規則（昭和57年宇治市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号中「学齢児童生徒」を「学齢児童及び学齢生徒」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「市文化財」を「本市の文化財」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同項第10号中「基づく」を「よる」に改め、同号を同項第9号とし、同項第11号中「基づく」

を「よる」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第12号を第11号とする。

第3条第1項中「に掲げる」を「（第1号を除く。）に掲げる」に改める。

附 則

この規則は、平成29年10月12日から施行する。

(揭示済)

宇治市教育委員会告示第20号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

平成29年10月4日

宇治市教育委員会

委員長 加賀爪 毅

開会日時 平成29年10月5日 午前8時30分

開会場所 宇治市役所601会議室

付議事項 市職員人事について

(揭示済)

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第9号

選挙管理委員会の招集について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第188条の規定により、次のとおり選挙管理委員会を招集します。

平成29年9月28日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

日 時 平成29年10月9日（月） 午前10時～

場 所 宇治市役所 選挙管理委員会室

日 時 平成29年10月22日（日） 午前9時30分～

場 所 宇治市役所 501会議室

なお、平成29年10月12日については、招集しないこととします。

（揭示済）

農 業 委 員 会

宇治市農業委員会告示第2号

宇治市農業委員会規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

平成29年10月2日

宇治市農業委員会

会長 吉田 利一

宇治市農業委員会規程の一部を改正する規程

宇治市農業委員会規程（昭和58年宇治市農業委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第13条中「第35条」を「第35条第1項」に、「の委員」を「の委員、農地利用最適化推進委員」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（揭示済）

正 誤

2007年（平成19年）9月28日付け宇治市公報第1690号中

ページ	誤	正
23	年 月 日か ら	年 月 日から 年 月 日まで
	午前 時 分～ 時 分	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分